

「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」における議論の概要

平成26年7月

目 次

第 1 「平成 19 年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」の趣旨について	1
第 2 本意見交換会における意見交換の概要について	2
1 被害者参加制度に関するもの	2
(1) 刑事訴訟の構造と被害者参加制度	2
(2) 被害者等の範囲	3
(3) 被害者参加制度の対象犯罪	4
(4) 公判前整理手続と被害者参加制度	5
(5) 心情等の意見陳述制度	8
(6) 被害者参加人等による訴訟活動の範囲	11
(7) 控訴審における被害者参加	17
(8) 被害者参加弁護士の在り方(国選被害者参加弁護士に関するものを含む)	19
(9) その他	21
2 被害者参加制度以外のもの	27
(1) 刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方	27
(2) 裁判書等の謄本等の交付請求権	30
(3) 損害賠償命令制度	31
(4) その他	34

第1 「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」の趣旨について

被害者参加制度の導入等を内容とする「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号。以下「平成19年刑事訴訟法等一部改正法」という。）（注）附則第9条において、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、法務省においては、平成20年12月1日の施行直後から各地検を通じて被害者参加制度等の運用状況についての調査を、平成23年11月から平成24年1月にかけて被害者参加制度等を利用した者へのアンケート調査を、同年6月から7月にかけて犯罪被害者団体等からヒアリング（意見聴取）を行うなどしてきた。

さらに、法務省においては、平成19年改正刑事訴訟法等の見直しの要否について検討を行うに当たって幅広く関係者の意見を伺うため、平成25年1月31日から平成26年7月3日までの間、12回にわたり、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者等が出席する本意見交換会を開催し（資料1）、被害者参加制度を始め平成19年刑事訴訟法等一部改正法により導入された制度の実施状況等を踏まえて制度上又は運用上講ずべき措置の要否等について、意見交換を行った。

本意見交換会では、まず、本意見交換会で取り上げるべき論点について出席者に意見を求め、前記の犯罪被害者団体等からのヒアリング（意見聴取）において示された要望等も踏まえて、論点整理を行った（第1回会合～第3回会合）。論点整理の結果は、事務当局において作成した論点整理表（資料2）にまとめられ、これに従って、二巡にわたり、順次意見交換が行われた（第3回会合～第11回会合。各会合の開催日時及び議題は資料3のとおりである。）。

本意見交換会の議事次第、配布資料及び議事録を法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00068.html）に掲載して公表している。

（注）平成19年刑事訴訟法等一部改正法により導入された制度

- ① 被害者等による意見陳述の主体の拡大
- ② 刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度
- ③ 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大
- ④ 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度
- ⑤ 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度

第2 本意見交換会における意見交換の概要について

本意見交換会では、様々な立場から多角的な意見交換が行われた。その概要は次のとおりである。なお、以下に示す意見は飽くまで要旨であり、詳細については議事録を参照されたい。

1 被害者参加制度に関するもの

個別の論点を検討する前提として、被害者参加制度に関する議論の在り方について

- ◇ 論点整理及び意見交換の内容の多くが、被害者側からの具体的希望等を踏まえたものであるが、制度の見直しを検討するに当たっては、制度の運用状況に関する法曹三者による検証や研究者による実証研究等を踏まえた上で、刑事司法制度全体の調整点をどこに求めるのかという制度全体を見据えた議論がなされなければならない
- ◇ 犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）の精神を踏まえ、被害者等の権利利益の保護という観点から、被害者参加制度の充実・純化を基本に据えた議論が重要である
- ◇ 刑事裁判の大きな枠組みを変えず、その中でできる限り被害者の尊厳を回復ということが重要である
- ◇ 制度の改善のみならず、運用の改善の議論も重要であるという意見があった。

(1) 刑事訴訟の構造と被害者参加制度

検察官と被告人・弁護人とが対等な対立当事者として、主体的に主張・立証を行って、攻撃・防御を尽くし、これを踏まえて公正中立な裁判所が判断を下すという現行の刑事訴訟法の基本的構造（以下「二当事者対立構造」という。）の下における被害者参加制度の在り方について、総論的な意見交換がなされ

- ◇ 被害者が刑事訴訟手続の中にそのまま当事者的に入ってくるということは、刑事訴訟の基本構造に反するという意見があった一方
- ◇ 被害者参加は、特別に「新たに付与された」権利ではなく、元々被害者にあり、国家に信託された自然権たる訴追権を「回復」するものである

- ◇ 現行の被害者参加は、刑事訴訟の基本的な構造を維持しつつ、被害者の尊厳を守るという要請の下導入されたものであり、刑事訴訟の基本構造が崩れている状況はない
- ◇ 具体的な立証活動の面で検察官以外の者が関与することが、訴訟の二当事者対立構造という観点からおおよそ許されないとまでは考えないが、他方で、無関係だと言い切ることもできないなどの意見があった。

(2) 被害者等の範囲

被害者等に事実上の夫婦及び親子関係にあるものや三親等又は四親等内の親族を含めるべきか

刑事訴訟法第316条の33において、被害者参加の申出をすることができる者の範囲については、「被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士」と定められ、「被害者等」とは、刑事訴訟法第290条の2第1項において「被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄妹姉妹」と定義されているところ、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合における「被害者等」の範囲を更に拡大し、被害者と事実上の夫婦若しくは親子という関係にある者、又は三親等若しくは四親等内の親族も含めることについて、意見交換がなされ

- ◇ 「直系の親族」に限定せず、直系・傍系を分けなくて「親族」とすべきではないか
- ◇ なるべく門戸は広げ、個別の参加の可否は、個々の事件で判断して対応していくという検討を進めるべきではないか
という意見があった一方
- ◇ 刑事訴訟法第290条の2第1項の「被害者等」の拡大については、被害者参加制度だけの問題ではない。連動する「被害者等」に係る他の制度や告訴人の範囲の在り方についても視野に入れた議論が必要である
- ◇ 事実上の夫婦関係や親子関係の存否を判断する手続や判断基準をどのようなものとするか、第1回公判期日直前に参加申出があった場合に時間的に対応は可能かなど、様々な問題点が考えられる
- ◇ 事実上の夫婦関係の判断では、単に同居の有無や生計が同一であるというだけでなく、被害者参加制度の趣旨の捉え方によっては、精神的なつな

がりをも考慮すべきであるともいえ、裁判所によって判断にばらつきが出てくるのではないか

という意見があった。

また、裁判所が事実上の夫婦や親子関係についての判断をするに当たり生ずる問題点について

◇ 裁判所が事実上の夫婦や親子関係の判断のための疎明資料の提供を受けるとした場合の予断排除の原則との抵触を懸念するなら、第1回公判期日前の身柄拘束に関する判断のように、被告事件が係属する裁判体とは別の裁判官が参加の許否を決定することとしたらどうか

◇ 「配偶者」に「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むと規定されている国民年金法の運用を参考にしてはどうか

という意見があった一方

◇ 被害者参加の許否の判断を、公判審理に携わらない裁判官が適切に判断できるのか疑問である

◇ 刑事裁判を行う裁判所にとっては、国民年金法の運用で行われているような事実婚関係の調査をすることは負担が大きく、参加許否の判断にも時間が掛かるのではないか

という意見があった。

三親等又は四親等内の親族を含むべきかという点について

◇ 社会的実態として、兄弟より姪や甥めい おいの方がつながりや結び付きが強い場合もあると思われる

という意見があった一方

◇ 現状において、三親等、四親等の親族で参加を希望するニーズはそれほど多くはないのではないか

という意見があった。

(3) 被害者参加制度の対象犯罪

対象罪名の範囲を変更すべきか

刑事訴訟法第316条の33第1項各号において、被害者参加制度の対象犯罪が定められているところ、対象犯罪の範囲を変更すべきかという点について意見交換がなされ

◇ 性犯罪を被害者参加の対象から外すべきという意見も見られるという紹介があったが、これに対して

- ◇ 性犯罪の被害者参加人が自ら訴訟行為をしたことが被害からの立ち直りに有効であったという事例も見られることから、性犯罪を一律に排除すべきではなく、被害者本人の判断で参加する場合には、弁護士や検察官による支援を図ればよいのではないか
- ◇ 被害者参加制度の対象犯罪を全ての犯罪に広げるという議論があつてしかるべきであり、縮小するという意見は理に合わない
- ◇ 対象犯罪については、現行制度でかなり広範にわたってカバーされており、被害者が自分の事件が対象犯罪でないため支障が生じたという相談を受けた事例は多くなく、現行の対象犯罪をより一層拡大する必要性はそれほど大きくないと思われる

という意見があつた。

このほか

- ◇ 否認事件、心神喪失が問題となる事件や正当防衛を主張する事件は除外されるべきである

という意見があつた一方

- ◇ 否認事件においてこそ、被害者は被告人を問いただしたいと思つており、除外すれば被害者参加制度の意味が失われる

という意見があつた。

(4) 公判前整理手続と被害者参加制度

- ア 公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか
- イ 公判前整理手続とは別の事前打合せの際に、被害者参加人及び被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか

被害者参加人及び被害者参加弁護士の公判前整理手続への参加又は傍聴について、これを認めるべきか、あるいは公判前整理手続とは別に事実上行われている打合せへの参加又は傍聴を認めるべきかという点について意見交換が行われた。

公判前整理手続への被害者参加人等の参加・傍聴について積極的な立場から、次のような意見があつた。

- 争点や証拠の整理への関与の必要性を指摘するもの
 - ◇ 公判前整理手続において、「証拠調べ請求」など本来公判廷で行われる審理が行われており、これに参加できないのは不合理である。また公

判前整理手続において実質的に公判の帰すうが決められていると思われるので、被害者側から重要な事実や証拠を指摘するためにも、被害者参加人の関与が必要である

- ◇ 被害者参加人は訴訟活動を行うことが予定されている立場にあり、公判の準備手続である公判前整理手続に何らかの形で関与する余地もあっていい
 - 手続を直接見聞きすることの必要性を指摘するもの
 - ◇ 被害者は、物事が自分の知らないところで進むことにより、疎外感を抱き苦しむものであり、公判前整理手続に関与できないことは、被害者本人の回復にとっても良くなく、刑事司法への信頼も十分に得られないという結果となる
 - ◇ 裁判所がどのように争点整理し、どういう理由で証拠を採用しないのかなどにつき、直接手続を見聞きして納得するプロセスが重要である
 - ◇ 公益の代表の立場にある検察官による公判前整理手続の状況説明のみでは、被害者参加人等には不十分である
- このほか
- ◇ 検察官を通して、被害者参加人の意見を公判前整理手続に適切・円滑に反映させるためには、公判前整理手続に在席して、随時・適時に、検察官を通じて意見を反映させられるようにする必要がある
 - ◇ 被害者が公判前整理手続への参加を望むのは、争点及び証拠の整理に関して検察官と並んで又は検察官とは別に積極的かつ具体的な行為をしたいからではない。被害者参加人の公判期日における関与形態になぞらえれば、被告人質問、証人尋問及び弁論としての意見陳述をすることを除いた在廷権と同様の言わば「在室権」を認めてもらいたい
 - ◇ 現行法は、被害者参加人又は被害者参加弁護士が公判前整理手続に関与することを明文で禁じておらず、これを認める運用や立法を行っても、現行の刑事訴訟制度の基本構造を大きく変えるものではないのではないか
 - ◇ （被害者参加人が公判審理において証人となる場合に、公判前整理手続を傍聴等したことにより記憶に変容が生じ証言の信用性に影響が生じるといふ指摘について）被害者参加人が証人出廷の可能性がない場合にまで制限する理由がないのではないか
 - ◇ 被害者参加の権利を実質的に保障するためには、被害者参加人等の要

望を期日設定や審理計画に反映させるべきであり、公判前整理手続における期日設定や審理計画の策定の場に参加・傍聴させてもらいたい

- ◇ 公判前整理手続は、裁判員制度に関連し、裁判員の負担軽減や集中審理の実現等という被害者参加制度とは別の観点から導入された制度であり、被害者参加制度の導入時にも同制度に関連する調整がなされていないという経緯上の問題があると思われるので、このことを踏まえるべきである

これらに対しては、次のような意見があった。

- 公判前整理手続への被害者参加人等の関与について、刑事訴訟制度の基本構造や被害者参加制度の趣旨との関係で問題点を指摘するもの
 - ◇ 公判前整理手続は、飽くまで準備手続であり、整理手続で公判の帰すうが決まるものではなく、むしろ、公判中心主義の訴訟を法廷で実現するために、主張・証拠の整理と審理計画の策定を行う手続である
 - ◇ 公判前整理手続で行われている証拠の整理・決定等は、元々期日外でもできる性質のものである。公判前整理手続は、争点と証拠を整理する場として、法的な枠組みに従い、主として法律家によって行われることが予定される手続であるところ、被害者参加制度は、「事件の当事者」という立場から事件の実体に関わる側面について、被害者の視点を一定程度反映させることを認めたものであり、専ら手続的事項を扱う公判前整理手続に被害者参加人が関わることには疑問がある
 - ◇ 争点と証拠の整理という公判審理のための準備の場である公判前整理手続に、訴訟当事者でない被害者参加人が関与することには、刑事訴訟制度の基本構造との関係で問題がある
 - ◇ 公判前整理手続と被害者参加制度との関係については、被害者参加制度導入時に検討され、同手続における争点と証拠の整理について被害者参加人に検察官が必要な説明等を行い、審理計画策定についても検察官を通じて配慮するという対応することとされたものである
- 公判前整理手続に被害者参加人等が在席することの可否や影響についての問題点を指摘するもの
 - ◇ 公判前整理手続は、裁判所と両当事者が、率直なやり取りにより、効率的に争点と証拠の整理を行う場であるのに、被害者参加人等が出席して見聞きすることにより場が硬直化すると、意見交換が十分にできなくなり、その結果、争点整理が曖昧になり公判での充実した審理ができな

くなるなど、公判前整理手続の趣旨を損なうおそれがある

- ◇ 被害者参加人等が公判前整理手続に在席して、随時・適時に意見を反映させるニーズについては、公判審理におけるものに比べて、その必要性の程度が小さいのではないか

このほか

- ◇ （被害者参加人が証人出廷する可能性がない場合、公判前整理手続に被害者参加人が関与することを制限する理由はないとの指摘について）公判前整理手続では、手続推移において被告人の認否や情状関係も含めて争点が様々に変化する場合があります、事件の当事者である被害者には常に潜在的に証人となる可能性があり、公判前整理手続の段階では、後に証人尋問を行う可能性が否定できるものではない

という意見があった。

また、検察官の被害者参加人等への説明の充実の重要性を指摘するものやその運用について

- ◇ 公判前整理手続の過程については、検察官は被害者参加人等の要望等に応じて説明し、被害者参加人等から検察官の権限行使に関して意見を述べ、それに対し検察官が必要な説明を行うことで対応するとともに、審理計画の策定についての被害者参加人等の意見の反映についても、検察官を通じて行うことが制度上予定されており、これら運用を充実することにより、被害者参加人等の要望にも応えることになるのではないか
- ◇ 公判前整理手続の経過については、検察官から小まめに丁寧な説明を受けているという実感がある

などの意見があったほか、期日設定や審理計画の策定の運用について

- ◇ 公判前整理手続を行う事件の場合、被害者参加の申出があれば、検察官を通じて被害者参加人等の日程を把握した上での期日設定が行われており、裁判体によっては、公判前整理手続とは別の事実上の打合せを行い、検察官及び弁護人に加え被害者参加弁護士の同席の下、審理日程の策定を行うという例もある

という説明があった。

(5) 心情等の意見陳述制度

ア 心情等の意見を記載した書面について、被害者参加弁護士、他の被害者参加人及び検察官等による朗読を認めるべきか

いわゆる心情等の意見陳述制度について、刑事訴訟法第292条の2第8項においては、心情等の意見を記載した書面を朗読する場合、「裁判長」が朗読する旨定められている。この点について、裁判長だけでなく、被害者参加弁護士や他の被害者参加人、あるいは検察官による朗読を認めるべきか、また、そのような内容の法改正が必要であるのかなどに関する意見交換がなされた。

この点について

◇ 明文の規定のために、裁判長による朗読を厳格に考える裁判所もあるため、被害者の意見陳述の趣旨・内容を一番よく理解する被害者参加弁護士に朗読させられるよう、規定を改めてもらいたい

という意見と

◇ 現行法上、心情等の意見陳述は被害者本人が行うことが原則であり、検察官や被害者参加弁護士などが書面を代読するのは、本来の制度趣旨から外れ、また、検察官による朗読では検察官による立証のようになり好ましくないのではないか

という意見があった。これに対し

◇ 刑事訴訟法第292条の2第8項が朗読者を裁判長に限定しているのは、この制度が、一種職権主義的なものとして位置付けられているからであると思われ、裁判長の裁量で別の者に委ねることも許容されると思われる

という意見があり

◇ 刑事訴訟法第292条の2第8項により裁判長が朗読等することとされている点は、それほど厳格に運用されているわけではなく、裁判長の訴訟指揮として被害者参加弁護士あるいは検察官による代読が多く行われている

という紹介があった。

イ 心情等の意見陳述における補助資料（写真，図面）の展示又は心情等の意見を記載した書面への補助資料の添付を認めるべきか
--

心情等の意見陳述において補助資料となる写真等を展示したり、意見を記載した書面に補助資料を添付したりするという運用の是非について意見交換が行われ

◇ 証拠調べを経していない写真等でも、心情等の意見をより一層分かりやす

く正確に伝えるため、意見を記載した書面に添付するのは許容されるのではないか

◇ 添付する資料が、取調べ済みの証拠か、新たに出す資料かなどにより状況は異なり、添付が可能である場合も十分あり得るのではないか

◇ 資料として被害者の生前の元気だった姿の写真を添付して裁判員に見てほしいというニーズは大きいのではないか

という意見があった。これに対し

◇ 添付される資料自体が、単なる補助資料という性質を超えて独自の証拠価値を生み出してしまいかねず、証拠として認められない資料を、被害事実や犯情そのものの立証に抜け道的に使うことを認めることになるという問題がある

という意見があった。

ウ 被害者参加人に心情等の意見陳述を利用できないものとすべきか

被害者参加人は、刑事訴訟法第316条の38の事実・法律適用に関する意見陳述（弁論としての意見陳述）及び刑事訴訟法第292条の2の心情等の意見陳述のいずれも行うことができるとされていることから、各制度の在り方も含めた意見交換が行われ

◇ 被害者の供述調書の取調べ、証人尋問、心情等の意見陳述、弁論としての意見陳述のいずれもが行われれば、公判廷において、被害感情が繰り返し訴えられて、不当に大きいインパクトを与えるものとなり、裁判の在り方として問題がある

◇ 心情等の意見陳述と弁論としての意見陳述は、制度上同じような機能を有し、運用上も、同じような被害感情を赤裸々に出すことが中心であると思われ、弁論としての意見陳述が可能な被害者参加人には、心情等の意見陳述を認める必要はない

などの意見があった一方

◇ 心情等の意見陳述は、被害者の心情その他事件に関する思いをそのまま主体的に裁判所に伝え、その点が量刑上の資料となるという意義があり、量刑上の資料とはならない弁論としての意見陳述とは異なるものであるなど、制度上も運用上もすみ分けはできており、いずれの制度も必要であるなどの意見があった。

(6) 被害者参加人等による訴訟活動の範囲

ア 犯罪事実についての尋問を認めるべきか

被害者参加人等による証人尋問は、刑事訴訟法第316条の36第1項において、犯罪事実に関するものを除く情状に関する事項についての反対尋問のみ認められているところ、犯罪事実についての尋問も認めるべきかという点について意見交換が行われ

- ◇ 被害者の「真実を自分で確かめたい」という強い気持ちに応えるには、犯罪事実についても尋問することを認める必要がある
- ◇ 検察官の尋問後に、その承諾を得て尋問し、被害者参加弁護士がきちんとコントロールしていれば、検察官の立証を害することもなく、刑事訴訟制度の二当事者対立構造を崩すことにはならないのではないか
- ◇ 証人から検察官にとって予想外の答えが返ってきた場合や検察官が見落として反論できなかった点についても、事件の当事者である被害者であれば、すぐに反論して尋問することができるという立証上の利点もある
- ◇ 被害者参加人が犯罪事実について尋問することを認めると、証言拒絶ができない立場にある証人の負担になるという意見があるが、証人は真実を証言すればよいのであり、負担が増えるわけではないのではないか
- ◇ 被害者参加人自身が証人となる予定がある場合には、当該被害者参加人の証人尋問を最初に行うなどの工夫をすれば、被害者参加人が別の証人に対して犯罪事実について尋問することを認めても、そのことによって、被害者参加人自身の証言の信用性が失われるということもないのではないかなどの意見があった。

これらに対しては

- ◇ 被害者参加制度導入時の法制審議会の議論では、現行の刑事訴訟制度が二当事者対立構造をとっていること及び被告人と証言義務のある証人とでは立場が異なることを前提に、訴訟当事者である検察官が証言義務という負担を負う証人に尋問するのを基本的な考え方としつつも、被害者の尊厳の尊重が求められる中、反対尋問の形で証言の信用性を争う尋問をすることは許容できないか、情状に関する事実に限れば比較的弊害も少なく認められるのではないかという議論があって、本制度が導入されたという経緯がある。そのことも踏まえれば、犯罪事実について尋問することを認めることには慎重であるべきである
- ◇ 検察官の承諾の下であっても被害者参加人等の尋問を検察官が全てコン

トロールできるわけではなく、検察官立証とは矛盾する方向に進むおそれがあり、犯罪事実について尋問することを認めることは三当事者構造となってしまうのではないか

◇ 被害者参加人が証人に犯罪事実に関する尋問をしたいという強いニーズに接したことはない

◇ 犯罪事実についての証人尋問は、立証責任を負う検察官が行うべきであり、被害者参加人の要望については、検察官が被害者参加人とコミュニケーションを取って対応していくべきである

という意見があった。

また、この点の運用につき

◇ 検察官が、証人尋問をするに当たり、被害者や被害者参加弁護士からの要望に配慮した証人尋問を行うなどの運用が図られている

という紹介があった。

イ 反対尋問に加え、主尋問を認めるべきか

被害者参加人等による証人尋問は、刑事訴訟法第316条の36第1項において、犯罪事実に関するものを除く情状に関する事項についての反対尋問のみが認められているところ、被害者参加人本人が証人となる場合において被害者参加弁護士による情状に関する事項についての主尋問を認めるべきかという点について意見交換がなされ

◇ 被害者と最も接する時間の長い被害者参加弁護士が、被害感情などの情状に関する主尋問をできないのは使い勝手が悪い

という意見があった一方

◇ 犯罪事実及び情状を立証するため必要な主尋問をする責任は検察官にある。被害者参加人が証人となる場合であっても、証拠調べ請求権を有していない被害者参加弁護士が主尋問を行うことは、検察官の責任と衝突するという意見があった。

ウ 被害者参加を許可された事件と併合審理又は区分審理されている当該事件以外の事件についての訴訟活動を認めるべきか

刑事訴訟法第316条の33において、被害者参加制度において参加の対象となるのは、「被告事件の手続」と規定されており、参加しようとしている者が被害者等又は当該被害者の法定代理人である被告事件の審理又は裁判

が行われる手続とされている。これについて、被害者参加を許可された事件と併合審理等をされている事件についても被害者参加人の訴訟活動を認めるべきかという点について意見交換が行われ、同じ被害者（客体）に対する複数の事件（殺人事件（被害者参加制度の対象犯罪）と死体損壊・遺棄事件（被害者参加制度の非対象犯罪）など）が併合審理された場合と被害者を異にする事件（複数の被害者に対する連続強姦・強姦致傷事件など）が併合審理された場合に分けて、それぞれ意見交換が行われた。

○ 同じ被害者に対する複数の事件が併合審理された場合について

◇ 殺害後に遺体を損壊した事案において殺人と死体損壊が併合審理される場合、被害者参加許可されていない死体損壊については、明文上訴訟行為ができるとされていないので、死体損壊の事実そのものについて、被告人質問をしたり意見を述べたりすることができないということになり、不自然ではないか

◇ 住居侵入（被害者参加制度の非対象犯罪）と強姦（被害者参加制度の対象犯罪）のような科刑上一罪で起訴されている事件についても、全体として参加許可をできるようにしてもらいたい

という意見があったが、これに対しては

◇ 科刑上一罪の関係にある住居侵入と強姦の場合、住居侵入は、強姦の犯情として関連性が相当あり、実質的には質問もできず意見も述べられないということはないであろうし、殺人と死体損壊が併合審理された場合も、死体損壊は、殺人の犯行後の重要な情状事実として質問をしたり意見を述べたりすることは、現行制度下でも、実質的にできているのではないか

◇ 被害者参加許可されていない事件でも、心情等の意見陳述を利用すれば、併合審理されている事件も含めて意見を述べることもできるため、実務上不都合はないのではないか

などの意見があった。

○ 異なる被害者に対する事件が併合審理されている場合について

◇ 異なる被害者に対する事件が併合審理されている場合、被害者参加人が量刑意見を述べる際、その被告人が犯した犯罪全体からその者にどんな刑罰が相当かという観点で、量刑意見を述べられるようにすべきである

◇ 裁判員裁判において、自己の事件の処断刑の範囲内でしか述べられない

い量刑意見について、裁判員が、被害者参加人は刑を軽くしてもよいと
考えていると誤解するおそれがある

という意見があった一方

- ◇ 他の被害者の事件についての量刑意見を述べる訴訟活動を認めることは、参加を望まない被害者や遺族の心情を害する危険性が高いのではない
- ◇ 被害者参加制度により被害者が特別に意見を述べることが認められるのは、「自分の被害」を訴えるということが制度の根本にあるためであり、自己が被害に遭った事件について弁論としての意見を言うのが基本であって、例えば、法定刑に死刑の定めがない犯罪の被害者参加人が、併合審理されている死刑を法定刑に含む他の犯罪をベースにして量刑意見を述べることができるというのは、被害者参加人としての立場を超えている
- ◇ 刑法の行為責任の原則からは、被害者参加人は被害者参加が許可される事件に係る行為に対する非難と責任に基づいて量刑意見を述べるべきであり、他の被害者の事件の行為も含めた量刑意見を述べることは、これに反する上、被害者参加人に検察官と同じ権限を認めるものになってしまう
- ◇ 他の被害者の事件も含め被告人に科すべき量刑意見を述べたいという思いがあるのであれば、「法律で認められる最も重い刑を求める」などの形で、被害者参加人の思いを表すこともできる
- ◇ 裁判官が裁判員に対して制度の説明をしており、被害者参加人が自己の被害を受けた事件の処断刑の範囲内での量刑意見を述べているからといって、裁判員が誤解することはない

という意見があった。

また、他の被害者の事件についても含めた量刑意見を述べられるようにすべきという立場から

- ◇ 他の被害者の事件について、事件記録を見たり、被害者参加人としてできる全ての訴訟行為をしたりしたいというのではなく、他の被害者の事件の記録も見ることなく、公判審理を傍聴した結果により、他の被害者の事件も含めた量刑意見を述べられればよい

という意見があった一方

- ◇ いわゆる弁論としての意見陳述は、被害者参加人として訴訟行為をし

た総決算として意見を述べるというものであり、量刑意見のみ他の被害者の事件についても述べるのが、果たして法の趣旨に合致するものか疑問である

という意見があった。

エ 検察官の冒頭陳述と異なる事実（動機、経緯等）を前提にした訴訟活動を認めるべきか

刑事訴訟法第316条の38第1項において、いわゆる弁論としての意見陳述については「訴因として特定された事実の範囲内」においてのみ許されているところ、被害者参加人が検察官の冒頭陳述と異なる又は冒頭陳述で言及していない動機や経緯等を前提にした意見陳述などの訴訟活動を行うことを認めるべきかという点について意見交換が行われ

◇ 現行法上は、飽くまで「訴因の範囲内」で弁論としての意見陳述ができるとされているだけであり、「検察官の冒頭陳述の範囲内」とはされていないから、被害者の考える事件の構図と検察官が立証しようとする事件の構図が異なる場合、被害者の考える構図を前提にした被告人質問や弁論としての意見陳述をさせてほしい

という意見があった一方

◇ 冒頭陳述や証明予定事実は、訴因そのものではないが、争点を明確化して攻撃防御の対象を限定する役割を果たすことから、それを超えて被害者参加人が訴訟行為を行うことは本来予定されていないのではないかと

◇ 被害者参加人が検察官の冒頭陳述を離れて独自の構図を前提とした被告人質問や弁論を行うのは、検察官の訴因設定権や主張立証責任と矛盾するものである

◇ 被害者参加人が検察官の主張しない重要な情状事実を公判で主張した場合、例えば裁判員裁判であれば、裁判所は裁判員との評議において、混乱しないようこれを考慮しないという説明をすることも考えられるが、実際に重要な情状事実が出された場合、それを考慮しないということは困難であるから、そのような事態は避けるべきである

という意見があった。

また、この点に関する被害者からの要望に対する検察官の対応について

◇ 検察官が、被害者の要望にも耳を傾け、必要に応じて被害者が得心いくような補充捜査を行い、又は説明を尽くすということで解決することが望

ましいのではないか

- ◇ 必要に応じた補充捜査又は丁寧な説明が行われるのであれば、被害者参加があえて冒頭陳述と異なる主張をしようと思うことはないであろうという意見があった。

オ 公訴事実等に争いがある事件において被害者参加の許可の範囲を限定すべきか

公訴事実等に争いがある否認事件においては、事実認定の審理には被害者参加を許可せず、情状についての審理のみ被害者参加を許可するという手続二分的な運用をすべきかという点について意見交換が行われ

- ◇ 刑事訴訟において、適正な手続と真実の発見を実現するためには、罪責の認定手続の純粹性と量刑の適正を確保することが必要であり、そのためには手続を二分する制度設計を考え、その上で、被害者参加制度を位置付けるという議論が必要である。そして、事件性や犯人性を争う事件においては、被告人にとっての被害者は、その裁判で認定されていくのであり、その前から「被害者」とされる者が在廷して訴訟活動をすることは、裁判官・裁判員に対して極めて大きな影響力があるし、事実の審理において被害者参加は必要ないので、事実に関する審理と情状に関する審理を分ける手続二分的な運用を行い、事実に関する審理の参加を許可せず、被害者参加人を参加させないこととすべきである

という意見があった一方

- ◇ 現行法上、裁判所は、被告人又は弁護人の意見を聴取し、被告人の認否なども含めた事情を考慮して、相当と認めるときに参加を許可しており、これ以上に、否認事件で一律に参加の範囲を限定することは不要である
- ◇ 否認事件であるため被害者参加の範囲を限定する制度を認めることは、被害者にとって疎外感を与え、被害者支援の観点からマイナスでしかない。不合理な否認をしている事件こそ被害者は刑事訴訟に参加したいという強い思いが契機となり、被害者参加制度が導入されたのであり、否認事件において一律に被害者参加の範囲を限定するのは、制度の根本を否定するものである
- ◇ 訴訟は時間的に主張が変動していくことがあり、否認事件での被害者参加を制限すれば、訴訟の経過に伴う被告人の認否の変化に合わせて、被害者参加人の活動できる範囲が変動することになるが、そのような制度や運

用は合理性を欠くのではないか

- ◇ 被害者参加制度立案時の議論では、否認事件も含めて、被害者が事実の審理に参加することを認めることに意味があり、例えば、審理の過程で、適時に検察官との意思疎通を図りながら必要な尋問を検察官にしてもらうことで、真相解明にプラスに働く側面もあり得るのではないかと考えられたのであり、否認事件であることをもって被害者参加の範囲を限定するのは適当ではない
- ◇ 裁判所における一般的な訴訟指揮として、手続二分論的な運用は一般的ではなく、また、今後有力になるというものでもないと思われるので、手続二分論を前提とした議論をすることは難しいのではないかと
という意見があった。

(7) 控訴審における被害者参加

控訴審における被害者参加人の事実又は法律の適用についての意見陳述及びそれを前提にした訴訟活動を認めるべきか
--

控訴審における被害者参加について、控訴審における弁論としての意見陳述やそれを前提にした被告人質問を認めるべきかという点について意見交換が行われ

- ◇ 控訴審における弁論としての意見陳述やそのための被告人質問については、これを否定する明文の規定はないことから、運用上の工夫で認めることができるのではないかと
- ◇ 被害者参加の意義は控訴審でも変わりはなく、被害者は、むしろ第一審で明らかになった疑問点・問題点や第一審判決を踏まえた新たな心情を控訴審の裁判官に伝えたいという気持ちから、控訴審において、心情等の意見陳述のみならず、弁論としての意見陳述も行えるようにし、更に原則これらを実施するものとするという法改正が必要である
- ◇ 控訴審での被害者参加を希望する理由としてニーズが大きいのは、被告人が量刑不当で控訴し、その後、被害者参加人に対して、第一審では行わなかった謝罪をし、これについて第一審判決後の事情として事実調べをする場合において、被害者参加人としてその態度の変化の理由を控訴審で質問したり、それについて、心情等の意見陳述でも弁論としての意見陳述でも良いので意見を言いたいというものである。これは、被害者の立ち直りにも資する上、刑事司法の在り方を崩すようなことはないのではないかと

という意見のほか、控訴審における被害者参加の運用に関する意見として

- ◇ 控訴審では被害者の意見陳述の重要性が理解されていないのではないか
- ◇ 控訴審における被害者の不満の原因には、控訴審を担当する検察官に被害者参加制度の運用についての経験が乏しく、被害者とのコミュニケーションが不十分であるという点にあるのではないか

という意見があった。これに対し

- ◇ 控訴審は事後審であり、被害者参加人に控訴権がない以上、控訴審において新たな事実の取調べをすることなく、第一審の記録と控訴趣意書のみに基づき事後審査をする場合には、被害者参加人は意見陳述ができないという帰結にならざるを得ない
- ◇ 控訴審における被害者参加人の弁論としての意見陳述については、控訴審では被告人に弁論権がないこととのバランスや、控訴審における検察官の権限以上に被害者参加人の権限を認めると二当事者対立構造との関係でも問題が生じることなどを考える必要がある
- ◇ 刑事裁判の審級制は、第一審での充実した審理を前提に、控訴審は、飽くまで事後審として、その判断の当否を控訴理由に照らして検討するという構造を採っており、控訴審がその本来の使命を忘れて事後審としての構造を逸脱するような運用をすることは、こうした枠組み自体を壊しかねない。控訴審は、このような構造の下、第1回公判期日前に第一審の記録を精査し、第一審で行われた被害者の意見陳述等の内容も十分に理解した上で判断しているものである
- ◇ 仮に被害者参加人が弁論としての意見陳述を行うとすると、控訴趣意書に基づく弁論（刑事訴訟法第389条）としての意見陳述と、事実調べが行われた場合にその結果に基づいて行われる弁論（刑事訴訟法第393条第4項）としての意見陳述が考えられるが、いずれも控訴理由の有無に関して述べるにすぎない性質のものであるところ、法が控訴理由を限定列举し、審判対象の設定権を控訴申立人にのみ認めている制度であることとの関係で、被害者参加人にどのような地位を与えて控訴理由に関わる弁論としての意見陳述を許すかという問題がある。なお、仮に、事実調べが行われた場合にのみ後者の意見陳述を行うとしても、例えば被告人控訴の場合、被害者参加人が独自の科刑意見を述べられる第一審と異なり、控訴棄却以外の意見を述べられるものではないなど、限定された枠組みの中での意見陳述しかできないのであるから、そのような枠組みでの意見陳述にどの程

度の意義があるのかという問題がある
という意見があった。

また、この点に関連して上告審における被害者参加人の在廷について

◇ 被害者参加人の出席が制限されるのは釈然とせず、上告審においても被害者参加人の出席を認める運用を前向きに考えていただきたい

という意見があった。これについては

◇ 法律審である上告審においては、被告人質問及び証人尋問を行うことが想定されておらず、また、被告人にも上告審の公判期日への出頭の権利が認められていないと解されていることから、被害者参加人等の公判期日の出席に関する規定については、準用されないものと解されている。最高裁判所規則上、被害者参加旅費の請求書類を提出する裁判所として、最高裁判所が規定されていないのも、このような解釈を前提とする

という説明があった。

(8) 被害者参加弁護士の在り方（国選被害者参加弁護士に関するものを含む）

ア 被害者と被害者参加弁護士との関係

法律の専門家ではない被害者参加人が刑事裁判に直接参加する被害者参加制度において、被害者参加弁護士が果たす役割が重要であるところ、被害者参加人と被害者参加弁護士の関係の在り方について意見交換が行われ

◇ 被害者本人が公判で直接発言したり質問したりすることが、事件からの立ち直りの契機となるから、被害者参加弁護士は、刑事手続の法令にのっとりて発言等ができるよう裏方として指導する役割を担うのが重要である

◇ 被害者参加弁護士が主導して手続を進めたために、被害者参加人が裁判の進行状況を十分に把握できなかつたという指摘があった事例がある

という意見があった一方

◇ 被害者参加人本人が訴訟行為をするか、被害者参加弁護士がするかは、個別の被害者等の要望を把握した上、それに対応したやり方で行うことを心掛けることが大切である

◇ 被害者参加人と被害者参加弁護士の関係は、実態としては様々であることから、個々の実情を踏まえた適切な訴訟指揮がなされることになると思われる

◇ （被害者参加制度自体が我が国の刑事司法の中の新しい分野であることを踏まえ）被害者参加弁護士は、被害者の主張が検察官の主張と異なつて

いても、刑事弁護人のように検察官と対立するようなことをしてはならないということを理解しておかなければならない

- ◇ 刑事訴訟の原則とその下での被害者参加制度を十分理解した弁護士が被害者参加弁護士として付き、被害者ときちんと打ち合わせて訴訟行為等を行うことは、刑事弁護人の立場からも望ましいという意見があった。

イ 国選被害者参加弁護士を複数人選定する場合を認めるべきか

被害者参加人一人に対して複数人の国選被害者参加弁護士が選定される場合を認めるべきか、また、どのような場合に認めるべきかという点について意見交換が行われ

- ◇ 裁判員裁判では、被告人の弁護人は、原則として、複数選任されるのに、被害者参加弁護士の複数選定は同様には認められていない現状にあるが、被害者参加弁護士の活動を軽視する考えが根底にあるのではないか
- ◇ 被害者参加人が刑事訴訟法にのっとりた訴訟活動を行えるように支援するのに時間も労力も掛かり、また、複数の被害者参加人間で主張が異なるなど利益相反する場合もあるので複数選定を認めてほしいという意見があり、複数選定が必要となる具体的な場面に関しては
- ◇ 裁判員裁判のように連日的開廷がされたり、公判が長期間にわたったりする事件では、被害者参加弁護士が1名では全ての公判期日等に出席することが困難な場合も多いため、複数選定を弾力的に認めてほしい
- ◇ 裁判地と被害者参加人の居住地とが遠く離れている場合、裁判地で検察庁及び裁判所との打合せや記録の閲覧等をする弁護士と、被害者参加人の居住地で、被害者参加人と打合せ等を行う弁護士とがそれぞれ選定されれば、充実した審理の準備が可能となるのではないかなどの意見があった。これに対し
- ◇ 国選被害者参加弁護士の複数選定の必要性について、被告人の国選弁護人が複数選任されることとのバランスという観点から論じることが、被告人と被害者が訴訟当事者として対抗的な関係に立つわけではないことからすると適当ではなく、被害者参加人固有の必要性の問題として論じるべきである
- ◇ 複数の被害者参加人がいる場合、被害者参加人ごとに選定請求を行うことで、それぞれに被害者参加弁護士が選定されるのが通常の運用として行

われているのではないか

- ◇ 被告人の弁護人が複数いることを理由に被害者参加弁護士を複数選定した例はないが、複数の被害者参加人間で利害関係の対立の可能性があると
して各被害者参加人ごとに被害者参加弁護士を選定した例はある。個別の
事案において複数選定の必要性が疎明されれば、各裁判体はその事情に応
じて判断しているものと思われる

という意見があったほか、被害者参加弁護士の在廷に関しては

- ◇ 国選被害者参加弁護士を複数選定する必要性とは別に、被害者参加弁護
士及び被害者参加人が多数在廷することによる被告人への威圧感等を考慮
して、在廷する人数については、裁判所が適正に調整すべきである
という意見があった。

(9) その他

ア 被害者参加制度における被害者参加人への配慮の在り方

(ア) 被害者が参加しやすい公判期日の設定の在り方

被害者参加人が刑事裁判の推移を十分に確認することができるようにす
るためにも、被害者参加人等が公判期日等へ出席できるように配慮するこ
とが重要であるところ、被害者参加人が参加しやすい公判期日の設定の在
り方について意見交換が行われた（なお、公判前整理手続が行われる場合
については、前記第1の1(4)「公判前整理手続と被害者参加制度」の論点
の中で意見交換が行われた。）。

- ◇ 公判前整理手続を実施しない事件の期日設定については、裁判所が、
事前に検察官を通じて出席の予定の有無、希望する訴訟行為について把
握した上、検察官を通じて期日の打診を行うという運用例がある

という運用の紹介があったほか

- ◇ 迅速な刑事手続のためには、法曹三者のほか被害者参加人や被害者参
加弁護士の協力も必要である

という意見もあった。

また、被害者が公判期日に出席しやすい配慮という点に関連し

- ◇ 被害者参加制度の重要性に鑑みると、公務員について、被害者参加の
場合にもそのための特別休暇の取得を認める制度改正を行い、更には民
間企業においても同様の扱いがなされるようになることが望まれる
という意見もあった。

(イ) 検察における被害者参加制度等の説明（刑事訴訟法第316条の3
5の説明を含む）の在り方（被害者参加人と検察官の関係の在り方）

被害者等の保護・支援に関する諸制度の適正かつ円滑な運用のためには、被害者等に対し、被害者等の保護・支援に関する諸制度を周知し、関係各機関が連携して支援することが重要である。また、被害者参加制度についても、その適正かつ円滑な運用のためには、被害者参加人と検察官との間の密接なコミュニケーションが重要であるところ、刑事手続における被害者等のための諸制度の説明の在り方、被害者等の支援のための関係各機関の連携の在り方及び検察官の説明の在り方について意見交換が行われ、次のような意見があった。

○ 被害者等のための諸制度の説明の在り方について

◇ 被害者参加制度を知らなかったために被害者参加をしなかったという被害者等もいるので、制度についての丁寧な説明が求められる

◇ 被害者は、事件直後の混乱した状態では、制度に関する説明を聞いても頭に入らない場合もあるため、あらゆる場面において、何度も制度の説明を繰り返し行うとともに、後に確認できるようパンフレット等を渡してもらいたい

という意見があり、これに対し

◇ 検察庁では、「犯罪被害者の方々へ」というパンフレットを作成し、捜査・公判の流れに従って制度の説明を行うとともに、刑事手続の各段階に応じてしかるべきタイミングで、御希望の有無を確認し、質問を受けたり詳しく説明したりするという運用を行っている

という検察における運用についての説明や

◇ 早期援助団体の活動に関与する中で、被害者等通知制度などの制度導入以来、検察官の説明が非常に分かりやすく丁寧になったと聞き、高く評価している

という意見があった。

○ 被害者等の支援のための関係各機関の連携の在り方について

◇ 検察庁職員から制度等の説明をするのは望ましいが、それだけでなく関係機関が連携して、相互補完し合いながら被害者支援の実効を上げていくというのが大切である

◇ 基本法第3条第3項の趣旨である「被害者への途切れない支援」の

ためには、警察、検察及び裁判所の職員や弁護士がそれぞれ支援等をするだけでは足りず、うまく連携する必要がある

◇ 被害者の事情を早期の段階で把握する警察や検察において、被害者への支援の必要性を認めた場合には、適切な機関に必要な情報を伝えた上で紹介するということも必要であり、将来的には、被害者の同意を得て、被害者支援に資する機関に情報提供できるなど、各機関の連携が深まればよいと思う

◇ 各地の実情に応じて、できるところから支援の範囲を広げていくにせよ、全国的に均一的な支援体制の構築が必要になってくるのではないかと思われ、更には、「犯罪被害者庁」のような機関の創設が将来的に望まれる

という意見があった。

また、事務当局から、平成26年4月に発足した東京地方検察庁の犯罪被害者支援室における被害者支援のための関係機関や専門家等との連携・協力の取組などについて紹介した。

○ 検察官の説明の在り方について

◇ 刑事訴訟法第316条の35の権限行使に関する説明について、要望が多いのは、公判前整理手続の段階で、検察官に対し、尋問を請求する証人の人選や取調べ請求する証拠の選定に関するものであるので、できるだけ要望を取り入れてもらいたい

◇ 上訴に関する説明を検察官の方から積極的にもう少し丁寧にしてもらいたい

◇ 被害者参加制度施行以来、検事の被害者等への接し方や説明は見違えるほど充実してきているが、捜査段階における特に交通事犯についての副検事の説明は不十分な場合が余りに多すぎるので、改善願いたい

◇ 事件終結後、検察庁の被害者担当者に説明を求めたが、その対応がひどかったという事例を聞いているので、被害者の声をよく聞いて対応してもらいたい

という意見のほか

◇ 二当事者対立構造の下での被害者参加制度を円滑に運用するためには、検察官と被害者参加人等のコミュニケーションが重要であることには、どの立場からも異論はないはずであり、検察においては、より

一層被害者について認識を高め、検察の個人及び組織の両面で取組を進めてもらいたい

◇ 公判前整理手続への被害者参加人の参加・傍聴については、二当事者対立構造との関係や公判前整理手続の趣旨・目的との関係などから様々な問題点が指摘されたが、その他の場での検察官と被害者参加人との間のコミュニケーションを充実させることが重要であるとの前提に立った上での議論であって、まずは検察官の権限行使に関する説明などの既存の制度の運用を充実させることが先決である

◇ 刑事訴訟法第316条の35の枠に捕らわれることなく、検察官からのより積極的な説明の充実を図ることが期待される
という意見があった。

(ウ) 物理的制約がある場合を除き被害者参加人全ての在廷を認めるべきか

被害者参加人の公判期日等への出席について、被害者参加人が多数の場合など、全員の出席を認めるのが困難な場合もあるところ、物理的制約がある場合を除いて被害者参加人全ての在廷を認めるべきかという点について意見交換が行われ

◇ 被害者参加弁護士と被害者参加人は、在廷する人数を調整して希望を申し出ているので、物理的制約のない限りは、希望どおり被害者参加人全員の在廷を認めてほしい

という意見があった一方

◇ 多数の被害者参加人及び被害者参加弁護士の在廷を認めると、事実上、被告人への圧力になり防御権の行使に影響が及ぶおそれが懸念されるので、在廷する人数については、できるだけ限定し、他の被害者参加人は傍聴席に座っていただくなどの配慮が必要ではないか

という意見があった。また、裁判所の運用について

◇ 多数の被害者参加人が出席する場合、できる限り大きい法廷を確保して対応するよう努力している。また、法律の規定上、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることとなっているが、その場合でも、出席しない被害者参加人については傍聴について相当の配慮を行うという運用が行われていると思われる

という紹介があった。

(エ) 包括的黙秘権を行使する被告人に対する被害者参加人等の質問の在り方

刑事訴訟法第316条の37において被害者参加人等による被告人質問が認められているところ、被告人が包括的に黙秘権を行使する旨の姿勢を示している場合における被害者参加人等の被告人質問の在り方について意見交換が行われ

◇ 被告人に直接質問することは被害者の立ち直りに大変意義があり、弁護人が被告人質問における発問自体許さないとの趣旨で包括的な黙秘権の行使をする旨の意見を述べた場合であっても、数問程度の質問であれば被告人の防御権を害するものではないので、被害者参加人の質問の機会は認めてもらいたい

◇ 理不尽な犯罪により家族を奪われた犯罪被害者等には、加害者に対して直接聞きたいことが山ほどあり、加害者に対峙できるのは法廷の場しかなく、これを逃せば生涯その機会は失われてしまう。刑事司法は犯罪被害者等のためにもあるという基本法や犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）の立場を思い起こすべきである

という意見があった一方

◇ 被告人に憲法上黙秘権が保障されていることに鑑みれば、被告人が包括的に黙秘する旨強固な意思表示をした場合に被告人質問を実施することは、裁判所が被告人に事実上供述を強要する訴訟指揮を執ったと捉えられる可能性もあり難しい。また、事案によっては、被告人質問を実施しないという裁量的な判断がされることもあり得るのでないか

◇ この問題は、被告人が供述を拒否する意思を強く表明した場合に被害者参加人があえて質問することの持つ意味や、刑事裁判の目的や被害者参加制度の目的の捉え方とも関連して問題になるのではないか

◇ 黙秘する被告人に対する被告人質問をどの範囲で許すかについては、訴訟指揮の問題であるにしても、被告人の黙秘権は憲法上保障された権利であり、その行使に特に理由も要しないことからすると、全面的に訴訟指揮に委ねられることはない

という意見があった。

イ 被害者参加人が多数の場合、物理的に法廷に入れられない者について別室でのモニター傍聴を認めるべきか

多数の被害者等が存在し、被害者参加人も多数に及ぶ事件について、別室

でのモニターによる傍聴を認めるべきかという点についての意見交換がなされ

- ◇ モニター傍聴が問題となる事件としては、公共輸送機関における事故のように多数の被害者や遺族がいるような場合や被害者等へのお礼参りが懸念される特殊な事情がある場合であろうから、傍聴できないことによる被害者等の疎外感を減らすためにも、例外的な取扱いとしてモニター傍聴を考えてもよいのではないか
- ◇ 性犯罪の被害者について、遮蔽による傍聴だと被害者側から被告人が見づらいので別室でモニターで傍聴させてほしいという要望があるとの意見があった。これに対し
- ◇ 裁判所の運用としては、多数の被害者による傍聴希望がある場合は、犯罪被害者の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「被害者等保護法」という。）による優先傍聴の規定により、できる限り配慮をしているという紹介があった。

ウ 被害者参加人が証人として出廷する場合、検察官との打合せにおいて被害者参加弁護士の立会いを認める運用をすべきか

被害者参加人が証人として出廷するための検察官との事前の打合せにおける被害者参加弁護士の立会いについて意見交換が行われ

- ◇ 被害者の精神状況が不安定なことに配慮して、被害者の証人尋問のための検察官との打合せの際に、被害者参加弁護士が精神的支えとして立ち会うことが有益な場合もあるのではないか
- ◇ 性犯罪の被害者が未成年者である場合、検察官との打合せに、保護者や警察の被害者支援室の職員、心理カウンセラーなどが立ち会うという事例があり、被害者参加弁護士に限らず被害者の実情に応じたやり方があると思われる
- ◇ 打合せに同席するのが、被害者参加弁護士が適任であるのか、また、打合せの最中も同室するのが適当であるのか等、検討の余地があるだろうという意見があった。

2 被害者参加制度以外のもの

(1) 刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方

ア 第1回公判前の検察官請求証拠の閲覧等について統一的な取扱いをするなどの方策の在り方

被害者等による公判記録の閲覧及び謄写については、被害者等保護法第3条に規定されているが、被害者参加人等については、検察官において、個別具体的な事案に応じて、刑事訴訟法第47条ただし書の運用として、被害者参加人等に対し、第1回公判期日前のように公判記録となる前であっても、検察官請求予定証拠の閲覧等につき弾力的な運用がされていることに関して意見交換が行われ

- ◇ 第1回公判期日前の記録の閲覧等は、被害者等の知る権利の保障や実効的な被害者参加の前提として不可欠な条件であるから、検察官の配慮や運用によるのではなく、立法により、被害者の権利として、原則として、第1回公判期日前の記録の閲覧等を認め、例外的に、捜査・公判に支障がある場合にその一部又は全部を不開示とするという制度を設けるべきである
 - ◇ 刑事訴訟法第47条ただし書は、例外的な場合にのみ限定的に適用するべきであり、第1回公判期日前の記録の閲覧等について、現状のように運用で対応することは適当ではなく、被告人・弁護人に対する証拠開示制度と同様に立法により対応するべきであるとともに、閲覧等を認める範囲は、刑事訴訟法上の証拠能力の制限をも踏まえて、検察官請求予定証拠や弁護人請求予定証拠のうち、当事者双方が取調べに同意し又は同意の見込みであるものとすべきである
 - ◇ 被害者参加人等への第1回公判期日前の記録の閲覧等について、運用により対応するとしても、いつ、誰に、どのようなものを開示するかについて、最低限の統一基準を設けて、その運用を改善願いたい
 - ◇ 刑事訴訟法第47条ただし書の適用については、基本法の制定や被害者参加制度の導入など、「被害者のための刑事司法」という観点から行うことが適切である
- という意見があった一方
- ◇ 被害者参加制度は、公判手続の推移を基に一定の場合に一定の範囲で訴訟行為を行い得るものとする制度であると考えられ、その実効化にとって、被害者等保護法第3条による公判記録の閲覧等で足りるともいえるが、これでは賄えない場合もあることから、検察官の説明の一環として、弊害の

ないときに、第1回公判期日前の証拠の閲覧等が認められるというものなのではないか

- ◇ 刑事訴訟法第47条が訴訟書類の公判期日前の非公開を定めているのは、関係者の名誉等の不当な侵害のおそれ、証拠隠滅等の捜査・公判への不当な影響等の弊害を考慮したものであるところ、検察官請求予定証拠として整理された記録であれば、公開の法廷で取り調べられる予定のものであることから弊害もある程度限定されたものとなるといえるが、証人となり得る被害者の記憶に影響を与えることとなるような場合には、閲覧等による捜査・公判に対する支障が生じ得るので、慎重に考える必要がある
- ◇ 第1回公判期日前の記録の閲覧等について、検察官請求予定証拠のうち被告人・弁護人が同意した証拠に限ることは、弁護人等の意見を待っていない間に合わない場合があるほか、例えば供述調書が不同意となっても当該供述者の証人尋問が予定され、その見込まれる証言内容につき供述調書を示すことが検察官の説明に資するということもあるから、適当ではない
- ◇ 第1回公判期日前の記録の閲覧等については、法制化するなどして厳格な基準を設けるのは適切ではなく、運用により弾力的に行うのが適切である
- ◇ 第1回公判期日前の記録の閲覧等については、検察庁内部の通達により、誰に、いつ、何を閲覧等させるかという大枠は設けられているが、その判断においては個別具体の事案によりその内容や捜査・公判への支障の有無・程度など、それぞれ事情が異なることから、厳格に統一的に基準を定めて一律の対応をとることは困難である
- ◇ 被害者参加人が後に証人尋問をされる可能性もあるため、被害者参加人が、第1回公判期日前の記録の閲覧等によって得た情報により、公判で記憶に基づいた証言ができなくならないように注意する必要があるという意見があった。

また、関連して、捜査段階における被害者による記録の閲覧等についても意見交換がなされ

- ◇ 被害者等の知る権利の保障のため、また、被疑者の言い分に偏重した捜査が行われないようにするため、捜査段階における被害者による記録の閲覧等も併せて広く認めるべきである。交通事犯は、公道上で偶発的に発生する犯罪であり、事故現場の状況に関する実況見分調書の写真や図面のほか、被疑者の現場における捜査機関に対する指示説明部分についても、被

疑者の事故状況についての認識を記録したものであるので、被害者に開示しても弊害は少ないのではないか

- ◇ 交通事犯においては、被害者や遺族が有力な目撃者を見付け出すという場合もあるので、早期に被害者側に実況見分調書を開示して情報提供をし、一緒に捜査をさせてほしいという意見があった一方
- ◇ 捜査の初期段階は、その事件の全体像が必ずしも固まっておらず、犯行状況（被害状況）について被疑者又は被害者等の関係者の供述が異なる場合もあり、捜査機関がいずれか一方にのみ関与を深めることは捜査の在り方として適当ではなく、いずれの立場からも一歩引いた形で捜査を行うというのがあるべき姿である
- ◇ 検察官が、起訴・不起訴の処分に当たって被害者等に対して処分の説明をする際に、説明の補充として交通事故の現場の図面を示すことは許容されるが、捜査段階において被害者等に証拠を開示することは、関係者の名誉・プライバシー等を侵害するおそれ等の弊害が大きい上、被害者自身が捜査することは、その危険性等からも許容できない
- ◇ 実況見分調書であっても、立会人の指示説明の内容が記載され、再伝聞の形で関係者の供述が記録されているものもあり、被害者等への開示に当たっては慎重な取扱いが必要である
- ◇ 捜査段階で被害者に記録を開示するとなると、被告人・弁護人にも開示することが前提となりそうであるが、軽々に判断できる問題ではないという意見があった。

イ 被害者参加許可された事件以外の記録の閲覧等を認めるべきか

第1回公判期日前の記録の閲覧等の範囲について、前記第2の1(6)ウ「被害者参加を許可された事件と併合審理又は区分審理されている当該事件以外の事件についての訴訟活動を認めるべきか」についての議論と同様に、同一の被害者に対する複数の事件が併合された場合と被害者を異にする事件が併合された場合とについて、それぞれ被害者参加許可された事件以外の記録の閲覧等も認めるべきかについて意見交換が行われ

- ◇ 併合審理されている全ての事件について被害者参加を許可する必要がある、その上で全ての併合審理されている事件について記録の閲覧等を認めるべきである

◇ 特に複数の被害者に対する事件が併合審理されている場合、その犯人が同時期に起こした事件として、他の被害者に対する事件についても知りたいという要望がある

という意見があった一方

◇ 同一被害者の別事件（例えば、殺人事件の被害者に対する死体損壊事件）については、死体損壊は殺人の情状に相当影響するので、死体損壊事件の記録の閲覧等については柔軟な対応が可能であるが、被害者が複数いる事件、特に性犯罪事件については、他の被害者に対する事件の記録の閲覧等については、他の被害者のプライバシー等との関係で問題である

という意見があった。

(2) 裁判書等の謄本等の交付請求権

被害者参加人が裁判所に対して判決書謄本等の交付を請求する権利を認めるべきか

刑事訴訟法第46条による被告人その他訴訟関係人の判決書謄本等の交付請求権を被害者参加人にも認めるべきかという点について意見交換がなされ

◇ 刑事訴訟法第316条の35に基づき検察官の上訴について意見を述べるに当たり、判決書の内容を詳細に検討することが必要であるため、交付請求権を認めるべきである

◇ 被害者等保護法第3条に基づき、判決確定前の判決書の閲覧・謄写は行えるが、裁判所が検察官や弁護人の意見を聴取した上、閲覧・謄写の可否を判断することとしている点に疑問があり、より権利性を強めた制度を検討する必要がある

◇ 実務上、第一審が確定してから確定記録として閲覧ができるようになるまでには約1～2か月を要することもあり、判決書くらいは早期に入手できる方法を検討願いたい

という意見があった一方

◇ 判決書については、被害者等保護法第3条に基づく謄写等で適切に対応できていると思われ、これに加えて、判決書謄本の交付請求権を認める必要がどの程度あるのか不明である。また、同条による謄写等に際しては、検察官、被告人又は弁護人の意見を聴いた上、他の被害者のプライバシーに関わる事項などについてはマスキングするという措置を採るなど適切な配慮をした上で謄写を認めているところ、被害者等の判決書謄本請求権を

認めるという場合、そのような措置が行えるのかという問題もあるという意見があった。

また、これに関連して

◇ 被害者等保護法第3条による閲覧等の申出をしても、判決確定までに閲覧等をさせてくれる保証があるのか不明である

という意見があったのに対し

◇ 裁判所は被害者等保護法第3条による閲覧等の申出がされている場合、上訴期間の間に、判決書も含めた閲覧等ができるよう最大限努力しているところであり、例外的な場合を除いて、同条による閲覧等はできていると思われる

という運用の紹介があった。

そのほか、刑事確定訴訟記録法の運用について

◇ 判決確定後は刑事確定訴訟記録法に基づき判決書の閲覧等が認められているが、被害者等やその委託を受けた弁護士からの開示請求には、被害者等保護法で認められる程度の開示はしてほしい

という意見があった。

(3) 損害賠償命令制度

ア 損害賠償命令制度の手続を見直すべきか

(ア) 弁護士への通知、被告人又は代理人の出頭確保等について

被害者等から損害賠償命令の申立てがあった場合におけるその相手方となる被告人の民事上の権利保障という観点から、刑事弁護士への通知や、当該申立てについての審理期日への被告人又は代理人の出頭確保のための制度の要否について、意見交換がなされ

◇ 損害賠償命令の申立てがされた場合、刑事事件において、情状として被害弁償の主張をしたり、当該申立てについての審理期日で過失相殺等の主張をすることなどを見据えた刑事弁護活動を行う必要があるほか、身柄を拘束されている被告人の当該申立てについての審理期日への出頭が第2回期日以降は運用上困難であることを踏まえると、刑事弁護士が確実に代理人となれるように、当該申立てを受けた被告人の刑事弁護士への通知を法制度として設けるべきである

という意見があった。これに対し

◇ 損害賠償命令の申立てがあった場合、運用上、ほとんどの事件におい

て、刑事弁護人に対して、当該申立ての相手方となる被告人の代理人として受任するか否かの確認を行っていると思われる

- ◇ 被告人に対して通常の民事訴訟が提起された場合以上に、損害賠償命令の申立てがされた場合の方が運用上配慮されており、被告人の反論の機会が実質的に担保されているともいえるのであり、この点について新たな法制度は不要である
- ◇ 損害賠償命令の申立てについての審理において過失相殺の主張をすることを見据え、あらかじめ刑事手続で、刑事裁判上必要のない主張立証を行うことには疑問があり、これを前提に制度化することは適切ではないという意見があった。

イ 対象犯罪に過失運転致死傷（旧・自動車運転過失致死傷）を含めるべきか

損害賠償命令制度の対象犯罪とされていない自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）の過失運転致死傷罪（同法施行前の自動車運転過失致死傷罪）について、対象犯罪に含めるべきかという点について意見交換がなされ

- ◇ 刑事裁判との有機的な連携を図り、被害者の負担を軽減するのが損害賠償命令制度の趣旨であると考えられ、この制度趣旨は、過失運転致死傷などの過失事件についても当てはまる
- ◇ （民事上、過失相殺が類型的に問題となる事件を損害賠償命令制度の対象とすると、過失相殺について刑事裁判においては問題とならないのに、これを刑事裁判でも争っておかないと不利になるという理由で刑事裁判においても争点にされ、刑事裁判の迅速を阻害するという指摘について）刑事裁判において真実を明らかにしてほしいのが被害者の願いであり、迅速性の確保を理由とするのは不当である
- ◇ （交通関係の民事訴訟については過失割合等の審理に時間を要し、専門的な判断を要する事項が多いとする指摘について）他の刑事事件でも専門的知識を要するものがあり、除外の理由にならない
- ◇ （交通事故は保険会社を含めた解決を図る必要があるとする点について）そもそも民間の保険会社が関与する損害賠償制度を撤廃し、国が管理する保険に一本化すべきである

- ◇ 仮に損害賠償命令制度の対象犯罪とした結果、民事裁判へ移行することが常態化しても、刑事裁判の記録がそのまま使えるメリットがあるのではないか
- ◇ 事案によっては、4回以内の審理で終わると想定できるので、損害賠償命令制度の対象としてもよいのではないか
という意見があった一方
- ◇ 個別の事案の中には4回の審理で結論が得られるものが存在するとしても、損害賠償命令制度は典型的に4回の審理で解決できる事件を対象とするという観点から作られたものであり、およそ全ての交通事犯を対象とした上で、通常の民事訴訟に移行することを常態化させるようなことは、制度趣旨を損なうことになる
- ◇ 刑事裁判上量刑に影響しないが民事の損害額の算定に影響するような被害者側の過失について、被告人側が損害賠償命令の審理のことを考え、あらかじめ刑事裁判において争点とすることが懸念され、その結果、刑事裁判に無用の時間が掛かることになり不当である
- ◇ 交通事故の民事訴訟については、集中部や専門部を置いて取り扱う態勢を整えている例が多いことから、特定の裁判官が専門的知識をもって審理をするのがふさわしい事件類型なのではないか
- ◇ 過失運転致死傷罪が損害賠償命令制度の対象となった場合、事件数が相当多数に上ることが予想されるが、そのような件数の損害賠償命令事件を刑事裁判所が適切に処理できるかという問題がある
- ◇ 被告人が損害賠償命令の申立てに対し、認諾したり、自己に不利な過失割合での和解に応じたりしても、保険会社側の弁護士が損害賠償命令事件において被告人の代理人として関与しなければ、保険金の支払が行なわれないという事態も予想され、かえって被害者が経済的な被害回復を受けられないリスクが生じる可能性がある
という意見があった。

ウ 被害者遺族の固有の慰謝料請求権についても損害賠償命令制度の対象とし、相続放棄をした場合でも申立てができるようにすべきか

相続放棄した被害者遺族による損害賠償命令の申立てについて

- ◇ 被害者の相続人が相続放棄した場合、損害賠償命令の申立権者である「一般承継人」ではなくなり損害賠償命令制度を利用できなくなるため、被害

者の遺族としての固有の慰謝料請求権のみを対象とする損害賠償命令の申立てを認めるべきである

という意見があったのに対し

◇ 固有の慰謝料のみを独立して損害賠償命令の対象とするということになると、損害賠償命令制度の簡易・迅速な手続による紛争解決という制度目的に合致しないのではないか

◇ 死亡に比肩する重大な傷害を負った場合にも被害者の親族に固有の慰謝料請求権が認められるが、この場合には、相続が生じないため損害賠償命令の申立てができないと言わざるを得ないこととの平仄^{ひようそく}が合わないという意見があった。

また、これと関連して

◇ 夫が妻を殺害しこれらの子が残された場合、亡くなった妻の損害賠償請求権は損害賠償命令の申立て時点では、有罪判決が確定していないため相続の欠格事由とならず（民法第891条）、夫も相続人であることから、その夫婦の子は2分の1の割合でしか相続できず、この範囲で損害賠償命令の申立てをせざるを得ないのでは、不都合であると思われるので、法改正や、夫の有罪判決確定を停止条件とする将来給付の訴えという形での損害賠償命令の申立てを認めるなどしたらどうか

という意見があったのに対し

◇ 損害賠償命令の申立てを将来給付の訴えという形式で提起された場合、それが適法かどうかは、一般的な民事訴訟での将来給付の訴えが認められるか否かの要件と同様に判断することになろうし、また、4回の審理で終わらない事件であれば民事裁判に移行することもあり得るのであり、個別の事件における裁判所の判断により決せられる問題であろう

という意見があった。

(4) その他

ア 公判廷において被害者特定事項を明らかにした者に対する制裁規定を設けるべきか

刑事訴訟法第290条の2等による公判手続における被害者特定事項の秘匿に関して、公判廷においてこれを明らかにした者に対する罰則等の制裁規定を設けるべきかという点について意見交換が行われ

◇ 法曹三者に対しては懲戒による制裁が可能であるが、裁判員に軽々に制

裁規定を設けるのは慎重であるべきである

- ◇ 過失による場合まで処罰することは問題があるし、故意による場合であっても、その立証は相当困難であり、結局、実効性のある制度にならないのではないか
- ◇ 裁判所の運用としては、公判前整理手続を行った事件では、被告人も含めて法廷で被害者特定事項を明らかにしないように厳しく打合せを行っている。公判前整理手続を行わない事件では、冒頭で、被害者特定事項の秘匿決定があることや、被告人に被害者特定事項を明らかにしないように注意するなどしている
- ◇ 被害者特定事項を明らかにしないよう、訴訟関係者の現場の工夫を更に進めていくことを検討すべきであり、制裁規定を設けることは謙抑的であるべきである

という意見があった。

イ 被害者参加人等の居住地を管轄する裁判所で刑事裁判を行えるようにすべきか

被害者参加人等の居住地を刑事裁判の管轄地として認めるべきかという点について意見交換が行われ

- ◇ 裁判地から遠方に居住する被害者参加人への配慮は、被害者参加人に対する旅費等の支給制度を利用してもらったり、被害者参加のために休暇を取れるような法整備や雰囲気作りをしたりすることで、解決できるのではないか
- ◇ 被害者が参加しやすくなるよう公判期日の調整等をする方が先決であるという意見があった。

ウ 被害者支援の在り方

(ア) 証拠調べ手続における被害者への配慮の在り方

a 凄惨な写真等の証拠の取調べにおける被害者等への配慮について

公判において遺体などの凄惨な写真等の証拠を取り調べる際の被害者遺族等への配慮の在り方について意見交換が行われ

- ◇ 被害者の遺体の写真等については、証拠採用してもらい裁判員にも見てもらわなければならないことが前提だが、その証拠調べに当たり、予告なくいきなり遺体の写真を展示するということはせず、また、遺族な

どの被害者等から見えないようにするなどの配慮が必要である

◇ 遺体などの凄惨な写真などの証拠調べでは、法廷内の大画面モニターの電源を切って訴訟当事者以外に見せないようにしたり、検察官から、あらかじめ、遺体の写真を示すことを裁判員に対して注意喚起してから行ったりするという運用がなされており、このような運用が、被害者への配慮にも資するものになっていると思われる

◇ 被害者参加弁護士からも被害者参加人に対してあらかじめ遺体の写真等の取調べが行われることを伝えておくといった配慮も行われている

という意見があった。

また、これに関連して、被害者の遺体等の写真等の証拠の取調べの在り方について意見交換がなされ

◇ 被害者の遺体等の写真は、多くの場合、犯行態様や犯行の凄惨さを端的に立証するものであり、裁判員への精神的負担への配慮のために被害者の遺体等の写真を証拠採用しないことは、真実に近い証拠を省いた上で判断が下されているものであって納得がいくものではなく、判断する裁判官及び裁判員には原則として見ていただきたい

◇ 裁判員への配慮の余り、写真をイラスト化するなど抽象化した証拠で代替することが過度に進むと、被害者からすれば、裁判所が判決を出すに当たって自分の事件についてきちんと判断していないのではないかという疑念を生むことになりかねず、ひいては国民全体の司法への信頼を害することにもなりかねない

という意見があった一方

◇ 裁判所では、被害者の遺体の写真等の証拠の採否に当たり、まずは当該証拠の取調べが立証命題との関係で必要性を有するかを十分に検討し、必要であると判断された場合には、更に立証命題との関係で、カラーではなく白黒写真とするか、イラストで足りるのかなどを検討するというものであり、裁判員への負担への配慮のために必要な証拠を取り調べていないというものではない

という説明があった。

b 裁判員が事件と関係のない事項を質問して被害者を傷つけることがないように制止するなどの配慮について

裁判員の質問に関する配慮の在り方について意見交換が行われ

- ◇ 裁判員が、証人となった被害者に対し、事件と関係のない質問をして被害者が傷つくことのないよう、裁判長において、裁判員に対し、法廷が始まる前に注意するなど配慮いただきたい

という意見があった一方

- ◇ 裁判員裁判では、証人尋問の裁判所の補充尋問の前に休廷をし、その際に裁判所から裁判員に対し、補充尋問の内容等について確認したり、事件に無関係なことや過度にプライバシーに関することについての質問を控えるように伝えたりするといった配慮が行われているという運用の紹介があった。

(イ) 裁判所における被害者対応の在り方

a 被告人と動線を別にする等の工夫の在り方について

裁判所における被害者対応について

- ◇ 被害者と被告人の法廷までの動線を別にするなどの配慮を是非行っていただきたい

という意見があった一方

- ◇ 裁判所においては検察官を通じて被害者の要望を把握し、出廷時間の調整をしたり、被害者のための待合室を用意したり、被害者が座る傍聴席の席が被告人の近くにならないようにするなどの配慮を行っている

という紹介があり、これについて

- ◇ 多くの場合、この点についての裁判所による配慮が行われているが、特に在宅事件の被告人の入廷の際に細かい配慮を要する場合もあるため、裁判所及び検察官の配慮をお願いすることもあるかと思われるという意見があった。

b 遺影のバー内への持込みを認めるべきか

被害者の遺族である被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、法廷内、いわゆるバーの内側に被害者の遺影を持ち込むことについて

- ◇ 被害者参加人は、亡くなった被害者を思う気持ちからバー内への遺影の持込みについて強い希望を有している

- ◇ 遺影のバー内への持込みについては、被告人が否認している場合等

に裁判所の判断で例外的に不許可とすることは理解できるが、被害者参加制度が被害者等が事件の当事者としてバー内に「在席」することを認めたという制度趣旨からすれば、一番の当事者である亡くなった被害者本人の遺影をバー内に持ち込み「在席」させることを認めていただきたい

- ◇ 遺影の持込みが認められないことは、基本計画で示されている「刑事司法は犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有するという意味において、犯罪被害者等のためにもある」という考え方を実現していないことの象徴ではないかと感じる

という意見があった一方

- ◇ 従来から傍聴席でも一番前で大きな遺影は出さないという運用が行われており、心理学の研究者からも指摘されているような裁判員や裁判官などの判断者への心理的影響なども考えると、遺影のバー内への持込みは、刑事訴訟における慎重な審理の要請からも許されず、反対である

- ◇ バー内に遺影を持ち込みたいという被害者の要望については、裁判官、裁判員等の目に触れないよう、ポケット内などに遺影を入れて持参するといった形で遺族の気持ちに配慮するということも可能ではないか

- ◇ 裁判長の訴訟指揮に関わる事項であるが、一般的には、傍聴席への遺影の持込みと同様、適正・公正な裁判への影響、法廷秩序の観点等から判断していると思われるところ、バー内は傍聴席より被告人に近く、遺影がその視野に入る可能性が高いことから、遺影のバー内への持込みを認めることは難しいのではないかと思われる

という意見があった。

c 被害者参加人以外の親族や付添人のための優先傍聴席の確保をすべきか

被害者等保護法第2条に規定する被害者等のためのいわゆる優先傍聴における配慮の在り方について意見交換がなされ

- ◇ 被害者等保護法では、優先傍聴が認められるのは「被害者等」としか規定されていないのに、被害者参加許可された者のみに限定された例があるが、そのような運用はしないでほしい

◇ 優先傍聴については、被害者を支援する者の優先傍聴も認められれば、被害者の状況を逐次把握して配慮することが可能となり、訴訟の進行にも有益となるため、広く配慮してもらいたい

◇ 優先傍聴については、被害者参加人以外の親族、民間の支援団体の付添人のほか、被害者の遺族の精神面をサポートする精神科医の付添いのために優先傍聴を認めたという事例もあり、弾力的運用が図られていると思われる

という意見があった一方

◇ 裁判所は多くの事例で被害者等への優先傍聴については適切に配慮しており、被害者参加人のみに優先傍聴を認めるとしたのは特別の事情があったのではないか

◇ 裁判の公開は公正な裁判のための担保でもあるので、傍聴席に座る被害者等が多数に及ぶために、一般の傍聴人が座れないということは厳に避けるべきであり、優先傍聴の運用は、裁判の公開の原則を害しない範囲で行うべきである

という意見があった。

(ウ) 公費により被害者を支援する弁護士に関する制度の在り方

国選被害者参加弁護士制度のほかに、弁護士が公費により、被害者参加に伴う訴訟活動に限られず被害者支援の活動を行うことを可能とする制度について意見交換が行われ

◇ 弁護士による被害者支援の活動は、起訴前段階の捜査機関との折衝対応、報道対応等様々な分野に広がりその有用性が大きいですが、現行制度では、国選被害者参加弁護士制度のほかに公費で被害者に弁護士を付する制度はない。現在、このような活動については、日本弁護士連合会の被害者法律援助事業によって行われているが、この事業の国費化の必要がある

◇ 弁護士費用を国費化するというのではなく、法テラスのスタッフ弁護士を活用して、被害者専門の弁護士を作るなどして対応してはどうかという意見があった。

本意見交換会の構成員について

(1) 被害者団体等関係者

高橋正人（全国犯罪被害者の会（あすの会）副代表幹事・弁護士）

前田敏章（犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表）

望月廣子（認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事 第1回～第2回）

熊谷明彦（認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事 第3回～第10回，同法人副理事長 第11回～第12回・弁護士）

(2) 刑事法研究者

大澤 裕（東京大学教授）

奥村正雄（同志社大学教授）

田中康郎（明治大学教授）

堀江慎司（京都大学教授）

(3) 日本弁護士連合会

奥村 回（弁護士）

武内大徳（同）

(4) 裁判所

若園敦雄（東京地方裁判所判事）

香川徹也（最高裁判所事務総局刑事局第二課長 第1回～第9回，同局第一課長 第10回～第12回）

(5) 検察庁

江畑宏則（最高検察庁検事 第1回～第2回）

落合義和（最高検察庁検事 第3回）

片岡 弘（最高検察庁検事 第5回～第12回）

(6) 法務省

岩尾信行（大臣官房審議官 第1回～第7回）

上富敏伸（刑事局刑事法制管理官 第1回～第7回，大臣官房審議官 第8回～第12回）

加藤俊治（刑事局刑事法制管理官 第8回～第12回）

濱 克彦（刑事局参事官 第1回～第7回）

佐藤 剛（刑事局刑事法制企画官 第1回～第3回，同局総務課企画調査室長 第4回，同局参事官 第8回～第12回）

中村功一（刑事局刑事法制企画官 第5回～第12回）

平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会 論点整理**第1 被害者参加制度に関するもの****1 刑事訴訟の構造と被害者参加制度**

- 刑事訴訟における被害者参加制度の在り方

2 被害者等の範囲

- 被害者等に事実上の夫婦及び親子関係にあるものや三親等又は四親等内の親族を含めるべきか
(問題となる制度)
 - ・ 被害者参加（刑事訴訟法第316条の33）
 - ・ 心情等の意見陳述（刑事訴訟法第292条の2） 等

3 被害者参加制度の対象犯罪

- 対象罪名の範囲を変更すべきか

4 公判前整理手続と被害者参加制度

- 公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか
- 公判前整理手続とは別の事前打合せの際に、被害者参加人及び被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか

5 心情等の意見陳述制度

- 心情等の意見を記載した書面について、被害者参加弁護士、他の参加人及び検察官等による朗読を認めるべきか
- 心情等の意見陳述における補助資料（写真、図面）の展示又は心情等の意見を記載した書面への補助資料の添付を認めるべきか
- 被害者参加人に心情等の意見陳述を利用できないものとするべきか

6 被害者参加人等による訴訟活動の範囲

- 犯罪事実についての尋問を認めるべきか
- 反対尋問に加え、主尋問を認めるべきか
- 被害者参加を許可された事件と併合審理又は区分審理されている当該事件以外の事件についての訴訟活動を認めるべきか
- 検察官の冒頭陳述と異なる事実（動機、経緯等）を前提にした訴訟活動を認めるべきか
- 公訴事実等に争いがある事件において被害者参加の許可の範囲を限定すべきか

7 控訴審における被害者参加

- 控訴審における被害者参加人の事実又は法律の適用についての意見陳述及び

それを前提にした訴訟活動を認めるべきか

8 被害者参加弁護士の在り方（国選被害者参加弁護士に関するものを含む）

- 被害者と被害者参加弁護士との関係
- 国選被害者参加弁護士を複数人選定する場合を認めるべきか

9 その他

- 被害者参加制度における被害者参加人への配慮の在り方
 - ・ 被害者が参加しやすい公判期日の設定の在り方
 - ・ 検察における被害者参加制度等の説明（刑事訴訟法第316条の35の説明を含む）の在り方（被害者参加人と検察官の関係の在り方）
 - ・ 物理的制約がある場合を除き被害者参加人全ての在廷を認めるべきか
 - ・ 包括的黙秘権を行使する被告人に対する被害者参加人等の質問の在り方
- 被害者参加人が多数の場合、物理的に法廷に入れられない者について、別室でのモニター傍聴を認めるべきか
- 被害者参加人が証人として出廷する場合、検察官との打合せにおいて被害者参加弁護士の立会いを認める運用をすべきか

第2 被害者参加制度以外のもの

1 刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方

- 第1回公判前の検察官請求証拠の閲覧等について統一的な取扱いをするなどの方策の在り方
- 被害者参加許可された事件以外の記録の閲覧等を認めるべきか

2 裁判書等の謄本等の交付請求権

- 被害者参加人が裁判所に対して判決書謄本等の交付を請求する権利を認めるべきか

3 損害賠償命令制度

- 損害賠償命令制度の手続を見直すべきか
 - ・ 弁護士への通知，被告人又は代理人の出頭確保 等
- 自動車運転過失致死傷事件を含めるべきか
- 被害者遺族の固有の慰謝料請求権についても損害賠償命令制度の対象とし，相続放棄をした場合でも申立てができるようにすべきか

4 その他

- 公判廷において被害者特定事項を明らかにした者に対する制裁規定を設けるべきか
- 被害者参加人等の居住地を管轄する裁判所で刑事裁判を行えるようにすべきか
- 被害者支援の在り方
 - ・ 証拠調べ手続における被害者への配慮の在り方（凄惨な写真等の証拠の取

調べにおける被害者等への配慮，裁判員が事件と関係のない事項を質問して被害者を傷つけることがないように制止するなどの配慮等)

- 裁判所における被害者対応の在り方（被告人と動線を別にする等の工夫の在り方，遺影のバー内への持込みを認めるべきか，被害者参加人以外の親族や付添人のための優先傍聴席の確保をすべきか）
- 公費により被害者を支援する弁護士に関する制度の在り方

平成19年刑事訴訟法等に関する意見交換会の開催状況**第1回 平成25年1月31日**

- 会議の運営について
議事の公開に関し、会議は公開しないが、原則として議事録を事後に表
することなどが確認された。
- 被害者参加制度等の実施状況及びアンケート等の結果報告
事務当局から被害者参加制度に関する各種統計資料を用いての同制度の
実施状況の説明並びに法務省で実施した被害者の方々に対するアンケート
調査及び被害者団体等に対するヒアリングの結果について報告があり、こ
れらに関する質疑応答がなされた。
- 本意見交換会において議論すべき論点について
各出席者から、本意見交換会において議論すべき論点について意見が述
べられた。

第2回 平成25年3月19日

- 議論すべき論点の整理及び議論の順序について
各出席者から提案された論点に関する説明があり、事務当局から被害者
の方々に対するアンケート結果、被害者団体等に対するヒアリング結果及
び各出席者からの提案を基に作成した論点整理表の案が示され、意見交換
がなされた。

第3回 平成25年5月30日

- 論点整理表の確認、議論の順序について
第2回までの本意見交換会での議論を踏まえ事務当局が作成した論点整
理表に記載した各論点を確認され、同表に記載した順序で議論することと
された。
- 論点に関する意見交換（一巡目）
第1の1「刑事訴訟の構造と被害者参加制度」から第1の4「公判前整
理手続と被害者参加制度」まで意見交換がなされた。

第4回 平成25年7月25日

- 論点に関する意見交換（一巡目）
第1の5「心情等の意見陳述制度」から第1の7「控訴審における被害
者参加」まで意見交換がなされた。

第5回 平成25年10月3日

- 論点に関する意見交換（一巡目）
第1の8「被害者参加弁護士の在り方（国選被害者参加弁護士に関する
ものを含む）」から第1の9「その他」「被害者参加人が多数の場合、物理
的に法廷に入れられない者について、別室でのモニター傍聴を認めるべきか」

まで意見交換がなされた。

第6回 平成25年11月11日

○ 論点に関する意見交換（一巡目）

第1の9「その他」「被害者参加人が証人として出廷する場合、検察官との打合せにおいて被害者参加弁護士の立会いを認める運用をすべきか」から第2の3「損害賠償命令制度」「損害賠償命令制度の手続を見直すべきか」まで意見交換がなされた。

第7回 平成25年12月10日

○ 論点に関する意見交換（一巡目）

第2の3「損害賠償命令制度」「自動車運転過失致死傷事件を含めるべきか」から第2の4「その他」まで意見交換がなされた。

第8回 平成26年2月5日

○ 論点に関する意見交換（二巡目）

各出席者から一巡目の議論についての総論的な意見及び感想・総括が述べられた。その後、第1の2「被害者等の範囲」から第1の4「公判前整理手続と被害者参加制度」まで意見交換がなされた。

第9回 平成26年3月14日

○ 論点に関する意見交換（二巡目）

第1の4「公判前整理手続と被害者参加制度」から第1の7「控訴審における被害者参加」まで意見交換がなされた。

第10回 平成26年4月22日

○ 論点に関する意見交換（二巡目）

第1の8「被害者参加弁護士の在り方（国選被害者参加弁護士に関するものを含む）」から第2の1「刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方」「第1回公判前の検察官請求証拠の閲覧等について統一的な取扱いをするなどの方策の在り方」まで意見交換がなされた。

第11回 平成26年5月27日

○ 論点に関する意見交換（二巡目）

第2の1「刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方」「第1回公判前の検察官請求証拠の閲覧等について統一的な取扱いをするなどの方策の在り方」から第2の4「その他」まで意見交換がなされた。

第12回 平成26年7月3日

○ 締めくくりの意見交換